

ゆくはし応援商品券取扱事業者の募集について

行橋市では、新型コロナウイルス感染症の拡大により大きな影響を受けている小売店、飲食店等に対する需要喚起策として、全市民及び個人番号カードの交付を受けた市民に対し、「ゆくはし応援商品券」を発行致します。

つきましては、取扱事業者を下記のとおり募集します。多くの事業者の皆様のご登録をお願いいたします。

※ 小売や飲食店だけでなく、サービス、建設、運輸等いろいろな業種で使用できるように多くの事業者の方の登録をお願い致します。

記

○「ゆくはし応援商品券」の内容

対象者	○行橋市全市民（無料配布） 1名につき 1冊（5,000円） ○マイナンバーカード保有者又は新規取得者は、 1冊（5,000円）を追加する
1冊の構成	1冊5千円分（1,000円券×5枚）
使用期間	令和3年3月15日から令和3年10月31日まで

○募集内容

対象事業者	行橋市内で営業している事業者（店舗） 店舗面積1,000㎡以下の店舗 *必要に応じて書類を添付していただく場合があります。
募集期間	令和3年2月26日（金）まで （以降も販売期間中は随時受け付けますが、取扱店一覧表に店舗名が掲載されません）
申込方法	別紙「登録申込書」に必要事項を記入の上、行橋商工会議所に提出してください。

例年、行橋商工会議所から発行されているプレミアム付商品券とは異なりますので、ご注意ください。

○申込み・お問合せ 行橋商工会議所 中小企業振興課 TEL25-2121
行橋市 総務部 情報政策課 TEL25-1111

ゆくはし応援商品券取扱事業者注意事項

- 1 取扱事業者は、市内事業者（市内に事業所を有する者を含む。）に限ります。
 - 2 店舗面積が1,000㎡以上の店舗（大型店）は、取扱店舗になれません。
（大型店舗内テナントも取扱店舗になれません）
 - 3 取扱事業者として、ポスター及びステッカーを店頭に掲示してください。
 - 4 商品券の金額と同額の商品、サービスを提供してください。ただし、商品券表示金額以下の場合、つり銭は出しません。現金との引換えは禁止します。
 - 5 下記事項につきましては、商品券の利用はできません。
 - (1) タバコの購入
 - (2) 換金性の高いもの（有価証券、商品券、ビール券、図書カード等の各種商品券、切手、印紙、プリペイドカード等）の購入
 - (3) 家賃、地代、駐車料等の不動産に係る支払
 - (4) 国や地方公共団体への支払（税金、水道料金等の公共料金）
 - (5) 仕入れなどの営業に係る支払 事業用資産の購入
 - 6 消費者使用済みの商品券の取扱事業者間での使い回しを禁止します。
 - 7 盗難、紛失、滅失又は偽造、変造、模造等に対して、市は責任を負いません。
- 登録店の変更、取消しがございましたら、行橋商工会議所までご連絡ください。
- 各店では商品券の発行に合わせ独自のバーゲン等、消費拡大に向けた取組をお願いします。

※商品券の換金について

- ・商品券の換金をご希望する場合は、換金申請書に使用済み商品券を添えて行橋商工会議所に提出してください。

換金期間	R3年4月16日～R3年11月19日 9:00～17:00（12:00～13:00を除く） 祝祭日を除く <u>火曜日・金曜日</u> が換金日です。
換金方法	小切手で換金いたします。 *登録料・換金手数料等は一切かかりません。